

前回意見交換会でのご意見に対する回答

・令和6年4月24日に行った「主要生活道路12号線道路線形(案)のご説明と意見交換会」でいただいた主なご意見、ご質問につきましては、次の通りです。

Q

なぜこの路線を拡幅するのか？

A

岩淵町には、災害時に緊急車両が入ってこれず活動ができない区域（消防活動困難区域）が存在します。この区域を解消し、安全なまちを形成するために、主要生活道路12号線の拡幅が必要となります。

Q

いつまでに完成する予定？

A

任意事業のため、完成予定は定めていません。



前回意見交換会でのご意見に対する回答

Q

いつからこの路線を広げるということになったのか？

A

令和4年に、住民であればだれでも参加できる岩淵町まちづくり協議会を立ち上げました。その協議会の中で、「岩淵町を安全なまち」とするためには、どうしたらいいかを検討し、この路線を拡幅する方針を決めました。

Q

住民に事前に説明があったのか？

A

協議会で話した内容については、まちづくりニュースを作成し、全戸配布を行っております。路線の具体的な広げ方については、沿道のみなさまに前回（令和6年4月）初めてお示しさせていただきました。

前回意見交換会でのご意見に対する回答

Q

今後どのようにして線形が決まるのか？
決定までに住民が意見を出せるタイミングはあるのか？

A

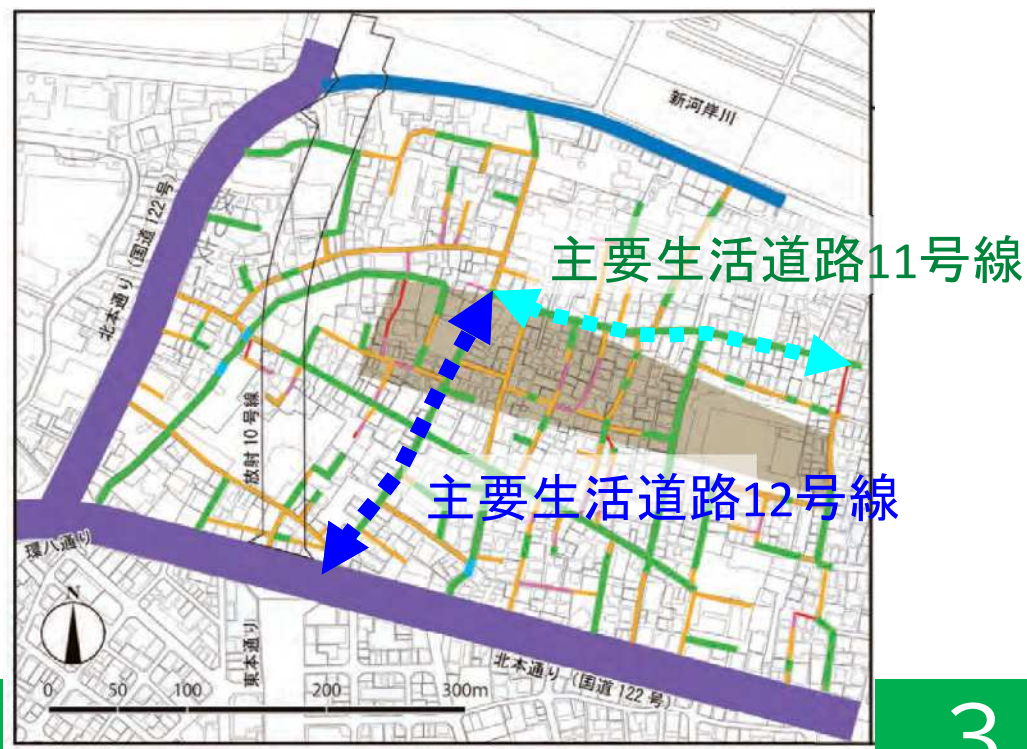
説明会に参加されなかった方も含め、沿道の権利者全員に説明会資料やこれまでにいただいたご質問とその回答等をお配りし、ご意見を伺います。その後、令和8年度中を目途に線形を決定いたします。

Q

新河岸川までの通りすべてを
拡幅しないのか？

A

東（志茂）側に伸びる11号線に
接続しており、避難経路および
緊急車両の通行が可能な道路が
確保できると考えます。



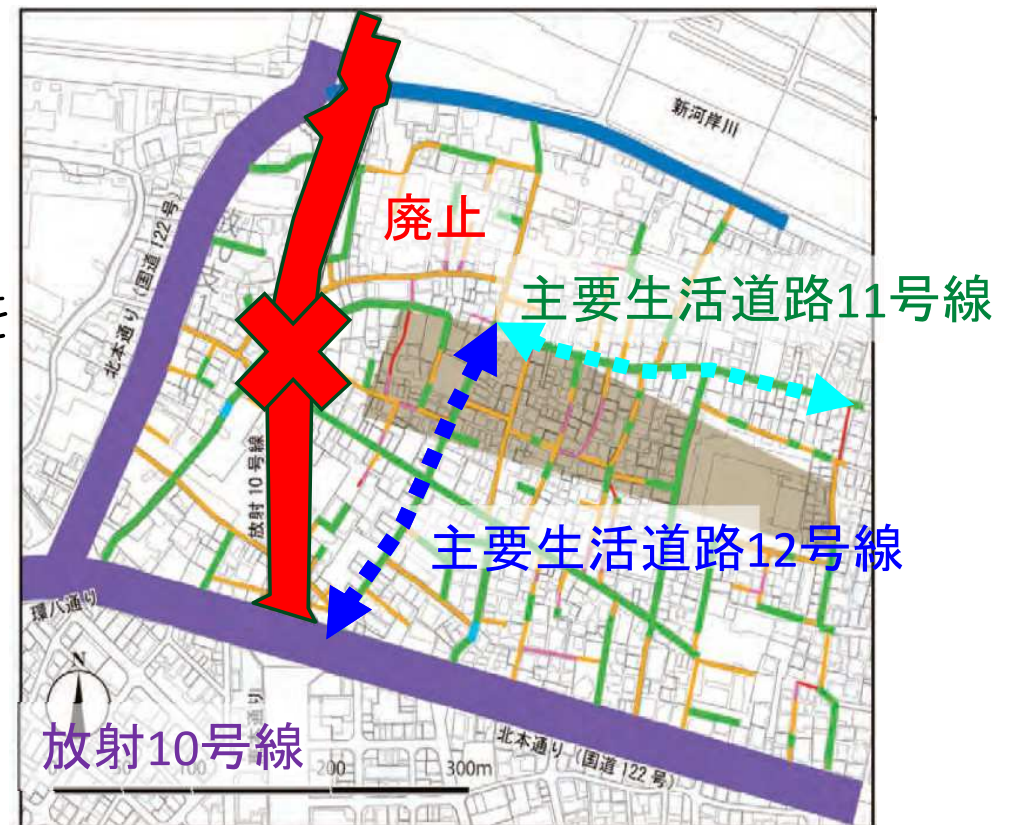
前回意見交換会でのご意見に対する回答

Q

放射10号線はどうなるのか？
放射10号線があれば、この路線は拡幅する必要はないのでは？

A

放射10号線は、「見直し路線」として位置づけられ、東京都があり方を検証していましたが、**令和7年度に計画が廃止**されたことにより、早期にまちの防災性を向上させるためにも、主要生活道路12号線の拡幅を進めていきたいと考えております。



前回意見交換会でのご意見に対する回答

Q

私道部分については、補償が出るのか？共有の場合は？

A

私道についても補償の対象となります。共有で所有している場合は、共有者全員の承諾が必要となります。また、補償金額については、所有の割合によって配分されます。

Q

現在も、道幅が狭いにも関わらず車の抜け道になっている。拡幅されたら、スピードを出す車が増加しそうで怖い。歩行者の安全確保をしっかりとしてほしい。

A

道路が6mで広がる見通しが立った時点で、改めてどのような道路とするかは、住民のみなさまと協議しながら検討していきます。また、安全対策については警察と協議してまいります。

前回意見交換会でのご意見に対する回答

Q

まっすぐな路線にしたら、もっと車がスピードを出すのでは？
道の蛇行や歩車道を分けたり、一方通行の規制の導入はできないの？

A

減速を促す道路構造には、スラロームやハンプ等があげられます。
車道を蛇行させるスラローム等をつくる場合、歩行者空間を確保できなくなり、かえって危険性が高まる可能性があるため、交通安全の確保という観点で、見通しのよいまっすぐな道路を検討しています。
また、ハンプは車両が跳ねることにより騒音・振動の問題が生じます。

交通規制に関係する事項は、警察の許可が必要になるため、いただいたご意見を踏まえて警察と協議してまいります。

屈曲部を
つくる



スラローム



ハンプ

カラーの
部分を
隆起

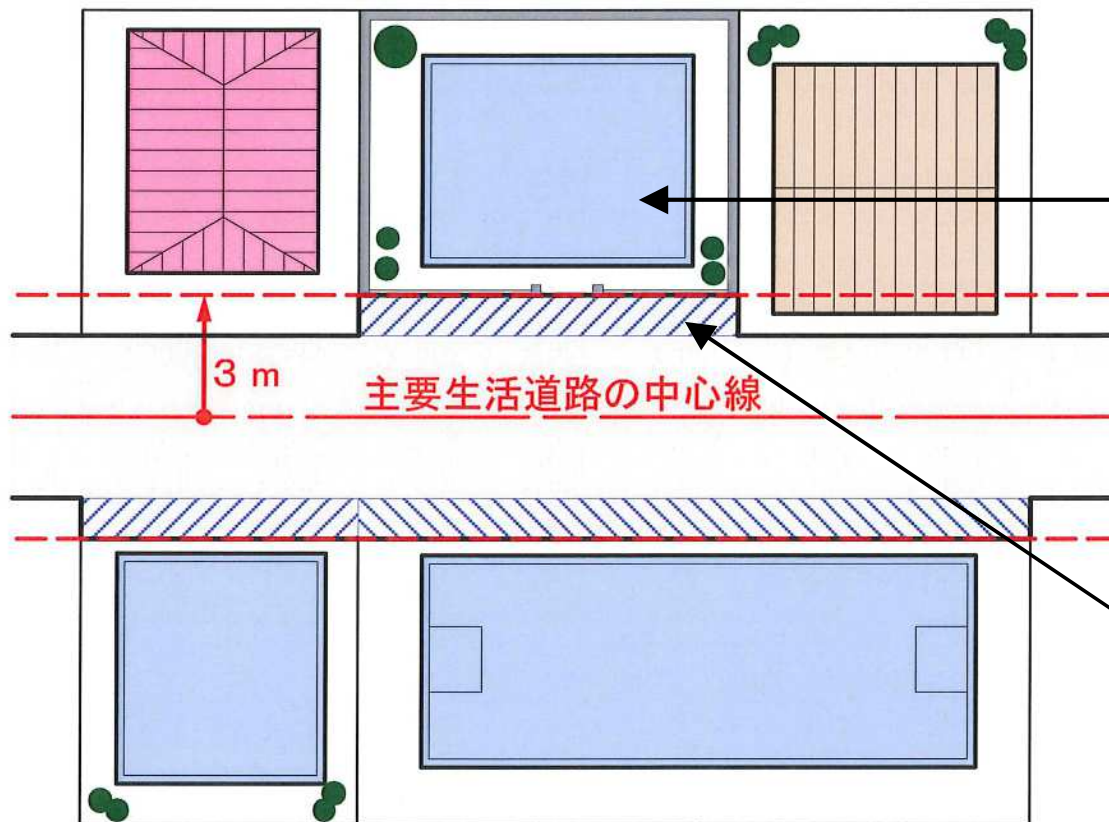
前回意見交換会でのご意見に対する回答

Q

拡幅部分が建物の一部にあたった場合、補償はしてくれるのか？

A

建物の一部も補償対象となります。現在立っている建物と同等の建物を建てる場合に必要な費用を補償します。建物の規模や年数等で補償内容が異なります。

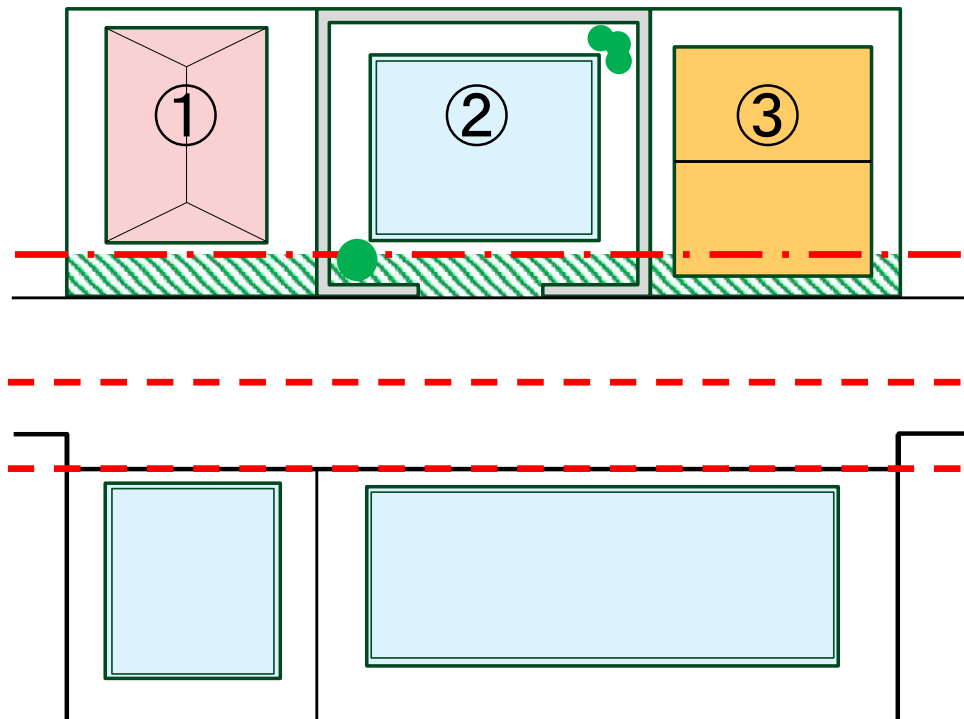


個々の建物や工作物に応じた
各種移転補償の査定

建替え

建替えが完了した後、区が道路
用地を買い取り、道路として整
備します。

前回意見交換会でのご意見に対する回答



①敷地前面の空地に
主要生活道路拡幅線
がかかる場合

拡幅用地を区が取得し、
土地代金をお支払い
します。

②門や塀が主要生活
道路拡幅線にかかる
場合

拡幅用地を区が取得し、
土地代金をお支払い
します。
併せて門、塀などの
補償をします。

③建物に主要生活道
路拡幅線がかかる場
合

建替えに合わせて拡幅
用地を区が取得し、
土地代金をお支払い
します。
既存建物と同程度の建
物を再築するへの補償
をします。建物の老朽
度等により補償額は
異なります。